

認定特定非営利活動法人

環の会

## 第三者評価 結果報告書

(養子縁組民間あっせん機関 2024年度)

2024年7月5日

契約・評価開始

2025年2月3日

評価結果報告

□ 総評	p.1
□ 評価項目別	
Ⅰ. 養子縁組のあっせん・相談支援の基本方針と組織 (no.1-6)	p.3
Ⅱ. 民間あっせん機関の運営管理 (no.7-16)	p.5
Ⅲ. 適切な養子縁組のあっせん・相談支援の実施	
1. 児童の最善の利益の尊重 (no.17-33)	p.9
2. 養子縁組のあっせん及び相談支援の質の確保 (no.34-44)	p.15

継続的改善応援企業



第三者評価機関 (指定番号0102-01)

株式会社IMSジャパン

<http://www.imsjapan.info/>

本社 〒259-1137神奈川県伊勢原市笠窪449-9 TEL : 0463-94-3181 FAX : 0463-94-3251

東京事務所 〒104-0061東京都中央区銀座1-3-3 G1ビル7階 TEL : 03-5843-0903

## 2024年度 第三者評価結果報告書

①民間あっせん機関名

環の会

②第三者評価実施機関名

株式会社IMSジャパン

③第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日(開始日)	2024年7月5日(金)
評価実施期間 評価結果報告日	2025年2月3日(月)

④総評

<特に評価が高い点>

【1】「環の会」は子どもの福祉の増進を目的とし、法律に基づき都内で初めて縁組支援の許可を受けました。養子縁組に限らず、相談支援に力を入れています

「環の会」では、子ども中心、子どもの福祉の増進を目的とし、養子縁組に限らず女性の相談などの対応を主軸としています。メールやフリーダイヤル、SNS(QRコード掲載)で、相談しやすいように配慮し、無料で相談に対応しています。昨年度の相談件数は536件(内5件は海外・外国籍から)で、縁組や育て親希望、妊娠・中絶の相談のほか、他機関で縁組をした養子当事者から産みの親の情報が知りたいなど内容はさまざまです。匿名での相談を可能とし、相談者の立場を尊重しながら寄り添って丁寧に相談に応じています。

妊娠、子育てに悩むケースでは、家族間の関係調整等、適宜必要な支援を提示した上で、子どもの幸福を展望し、必要な場合のみ特別養子縁組の支援を行っています。また、必要に応じて相談者が希望するプライバシーを保てる場所まで会の職員が訪問しています。対応に当たる職員は、個別にスマートフォンを携帯し緊急連絡が可能な体制を取っています。育て親希望に対しては、子どもの立場を中心に捉えた縁組支援であることを明確に伝え、了解した方のみ研修を勧めています。相談者の立場に立ち、できるだけ相談に対応するため、時間外に事務局に入った電話等を相談担当のスマートフォンに転送しています。全ての相談支援に熱意を持って取り組んでおり、利用者からは、親身になって話を聞いてもらったなどの声が多数寄せられています。

当会は1991年に設立以来、法律に基づき都内で初めて縁組支援の許可を受けました。2017年には「認定特定非営利活動法人」に認定され現在に至っています。

【2】「みんなで環の会、みんなが環の会」を合い言葉に、当会職員と育て親会員、Youthの会の皆で協力しあい、子ども中心の支援をおこなっています

「子どもの幸せを第一に考える」という思いのもと、「みんなで環の会、みんなが環の会」を合い言葉に、当会職員と育て親会員の自主活動、Youthの会などの皆で協力しあい、子ども中心の支援を行っています。

子どものために、基本的に産みの親の手から育て親候補者の手に直接子どもを託し、その瞬間を写真に残しています。その後も、産みの親と子どもの関係が断絶しないよう、つながりを支援しています。育て親は託されたその日から、「テリング(tell+ing)」をしながら子どもを育てます。例えば、「このかわいいお目めはママに似ているね」など日々の生活の営みの中で伝え、生んでくれたお母さんお父さん、育てているお母さんお父さん、みんながあなたの幸せを願っているのだということが伝わるように取り組むことを支援しています。

育て親会員が組織する全国的なネットワークでは、テリングの方法や子どもの成長について語り合ったり、子ども同士が交流したりするなど、支え合いながら主体的に活動しています。育て親希望者に対する説明会では、育て親会員が直接実体験を語るほか、15歳以上の子どもも説明に協力しています。成長した子どもたちが自主的に作った「Youthの会」は3年目を迎え、全国各地で交流会やバーベキュー、キャンプなどお楽しみの行事を企画しています。子どもを中心に据え、「みんなで環の会、みんなが環の会」を皆で体現していると言えます。

【3】 SNSやシンポジウム、機関誌、関係機関との情報交換会など、多岐にわたる活動を通じて、養子縁組の認知度向上に貢献しています

当会では、多岐に渡る媒体を使って広報活動を行い、養子縁組の認知度向上に貢献しています。ウェブでの情報提供は、ホームページのほか、4種類のSNSを通じて最新の情報を発信しています。紙媒体では、リーフレットや機関誌「マザリー・ネットワーク・ニュース」「環新聞」を作成し発信しています。専門誌への執筆や行政機関のインタビュー、テレビ・新聞などマスコミへの対応も行っているほか、当会が中心となって養子縁組関係機関や病院、研究者等の情報交換会を開くなどしています。

毎年、育て親会員と協力し合いシンポジウムを開催し、今年度で51回目となりました。「各年代ごとのテリング」「血の繋がりと絆って関係ありますか」などのテーマで、有識者や当事者である子どもや育て親をシンポジストに招いて行っています。さらに、今年度は、「家族が産まれる」という書籍を、行政のモデル事業として発刊したことも大きな成果と言えます。これらの情報発信の多くは、当会が大切にしている「テリング」や「子どもの幸せを第一に考える」という理念に基づいています。

<改善が求められる点>

【1】産みの親が自分で子どもを育てることが可能かどうか自己決定に役立つよう、資料などで視覚的にも選択肢を伝えることが期待されます

予期しなかった妊娠などで、妊娠中に当会に相談を寄せて来た場合、養子縁組を希望している状態でも出産後に意向を確認しています。妊娠中は、気持ちの揺れが大きく、不安定であることを考慮し希望に応じて可能な限り頻繁に連絡を取り社会福祉士が話を聴き、スタッフミーティングでアセスメントしています。子どもの顔を見ると気持ちが変わることがあると伝え、子どもの養育について産みの親が自分で子どもを育てるとしたらどんな支援があるのかななどを口頭で説明しています。合わせて特別養子縁組を選択した場合の法的な親子関係などを丁寧に話しています。出産後に産みの親が自己決定できるよう、養子縁組以外の選択肢や支援について十分に説明しています。しかしながら、印刷物の配布などはしてないので、口頭の説明に加えて手元に残る書面などがあるとよいでしょう。配布物を望まない場合はSNSのメッセージを介した情報提供なども考えられます。資料については、責任者が市民病院での講演に用いた素材を活用することも一考です。さまざまな選択肢について、視覚的に訴えるイラストや図解があると理解を深めるための一助となり、時間をかけた産みの親の深慮に役立つことが期待されます。

【2】年に1回は、責任者と職員との公式な個別面談を実施し、職員の意識を把握する場、承認・称賛の場としていくとよいように思われます

当会には毎週1回開催するスタッフミーティングという話し合いの仕組みがあり、検討の場、情報共有の場、相談の場、人材育成の場、コミュニケーションの場といくつもの役割を果たしています。職員が困ったとき、悩み事があるときはスタッフミーティングで相談することができます。他の人がいる場では言えないという人は、個別に養子縁組あっせん責任者に相談することも可能です。急を要する場合は、責任者個人へ電子メールや電話で相談してもよいこととしています。

しかし、個別に相談を持ち掛けることはなかなか難しい人もいられるかもしれません。年に1回は、責任者と職員との公式な個別面談を実施し、職員の意識を把握していくことが肝要かと思われます。前もって予定された公式な面談だからこそ言えることもあるでしょう。今後、職員の個人別育成計画の仕組みを作るのであれば、その仕組みと一緒に、職員の意識や育成面の希望・目標を確認する場、成長を確認する場、職員の貢献を称賛する場とするとよいかと思われます。

【3】あっせん責任者の役割と責任について、年に1回は全職員に直接説明・周知する機会を持った方がよいでしょう

当会では「業務一覧」を整備して、どのような業務があるかを洗い出して整理しています。その中で、養子縁組あっせん責任者の役割と責任については星印を付けて表現して分かるようにしています。「業務一覧」は整備した年度には職員に説明したものの、その後は周知する機会をつくっていないようです。整備した時からは職員が入れ替わっていることもあるようです。また、責任者の役割と責任については星印を付けて表現していますが、それを全く知らない人が見ても星印の意味がよく分からないかと思われます。

互いの信頼関係を築く上で、管理者が自分の役割と責任を皆に伝えておくことはとても重要です。年に1回はあっせん責任者から直接説明・周知する機会を持った方がよいでしょう。欲を言えば、全ての職員の職務分掌を作って、互いの役割と責任を共有し合えるようにすると一層よいでしょう。

<p>評価項目 / 評価の着眼点</p> <p>【評価ランク】</p> <p>a: 評価項目の事項が適切に実施されている。</p> <p>b: 評価項目の事項は実施されているが、十分ではない。</p> <p>c: 評価項目の事項が実施されていない、または確認できない。</p>	<p>評価ランク</p>	<p>評価の理由</p> <p>※評価の理由を記入</p>	<p>特に評価が高い点</p> <p>※良い取組み事例等がある場合には、具体的に記入</p>	<p>改善が求められる点</p> <p>※改善が必要だと思う事項及びその改善方法に関する提案等を具体的に記入</p> <p>※「b」「c」の場合には、必ず記入</p>
<p>No.1 I-1-(1)-① 基本方針が明文化され、周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。</p>	<p>b</p>	<p>・当会の理念や基本方針は、ホームページやリーフレット、事業計画書、業務方法書などに明示されています。ホームページでは、会の設立の趣旨や、テリングといった会の特徴などを説明しています。</p>	<p>・育て親希望者に対する説明会では、映像スライド等を使って分かりやすく説明しています。説明会は育て親会員(MNメンバーズ)の協力を得て行っており、育ての親に直接実体験を語ってもらったり、15歳以上の子どもが話をするなどして、当会の理念・方針をより伝えやすくしています。</p>	<p>・子どもの最善の利益の確保や非営利性の確保、産みの親による養育の可能性の模索などの基本方針は、業務方法書には明記されていますが、ホームページやリーフレットではその点が分かりにくいように感じられます。</p>
<p>No.2 I-2-(1)-① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。</p> <p><input type="checkbox"/> 単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。</p>	<p>b</p>	<p>・中長期計画はありませんが、単年度の事業計画を策定しています。年度方針を示した上で、各事業ごとに何をすべきかを示し、それぞれに予算額を提示しています。</p>		<p>・事業計画では各事業ごとに何をすべきかは示していますが、達成度合いを測れるような目標は設定されていないように見受けられます。</p> <p>・事業計画に示した各事業はいずれもルーチンワーク(定型業務)のようです。例えば、年度の重点項目を設定するなど、運営上の課題の解決を図るための計画を作るようにすると、確実に組織のレベルアップを図ることができるでしょう。</p>
<p>No.3 I-2-(1)-② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。</p>	<p>a</p>	<p>・事業計画は、前年度の実績やスタッフミーティングで出された職員の意見等を基に代表理事(養子縁組あっせん責任者)がたたき台となる案を策定し、電子メールで各職員に送って意見を募ります。その後、スタッフミーティングで修正を図って完成させます。</p> <p>・事業計画は12月までの実績を基に1月に総括を実施し、事業報告にまとめて2月の理事会に提出します。理事会から出された意見等は次期計画に反映させます。</p>		

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.4 I-2-(1)-③ 事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る事項について、職員に対し、周知を図り、理解を促す取組が行われている。	b	・事業計画は、NPOの会員には総会で配布・説明しています。育て親のほとんどが会員となっているため、育て親には伝わっているようです。一方、産みの親に対しては、事業計画のうち「事業実施の方針」の部分だけを印刷物にして渡し、「事業の実施に関する事」の章については渡していません。		・職員に対する事業計画の説明会は実施していません。職員と一緒に策定したため職員も熟知しているとの考えですが、完成したものを基に改めて責任者の考えを説明し伝える機会も大切だと思われます。
	<input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容は、生みの親及び養親希望者等に周知(配布、説明等)されている。				
	<input type="checkbox"/> 事業計画の養子縁組のあっせんに係る内容を、分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、生みの親及び養親希望者等がより理解しやすいような工夫を行っている。				
No.5 I-3-(1)-① 養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	<input type="checkbox"/> 質の向上に向け、PDCAサイクルを意識し、組織として実施している。	b	・第三者評価基準に基づく自己評価を主要スタッフの職員全員がそれぞれ実施しています。自己評価を実施して気づいた点については、例えば足りない説明書類があれば作成して揃えるなど、できることから対応を図っています。  ・苦情についてはマニュアルに沿って対応し、スタッフミーティングで共有します。		・自己評価結果を基に分析・検討を行う場を持つといった取り組みは行われていないようです。
	<input type="checkbox"/> 自己評価や生みの親や養親へのアンケートの実施、第三者評価の受審等を行っている。				
	<input type="checkbox"/> 評価結果や苦情相談の受付・対応状況等について、分析・検討し、質の向上につなげるための仕組みがある。				
No.6 I-3-(1)-② 自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	<input type="checkbox"/> 自己評価、第三者評価等の結果を踏まえ、改善の課題を明確にしている。	b	・自己評価や第三者評価の結果はスタッフミーティングで共有し、すぐに取り組める課題については対応を図っています。		・自己評価や第三者評価で明らかになった課題について、職員参画のもとで改善計画を策定し、計画的に取り組んでいくということまではできていないように見受けられます。
	<input type="checkbox"/> 職員間で課題の共有化が図られている。				
	<input type="checkbox"/> 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。				
	<input type="checkbox"/> 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。				

評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p><b>No.7</b> II-1-(1)-① 養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。</p>	<b>b</b>	<p>・養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を事業計画や業務方法書において明確にし全職員に伝えています。</p> <p>・当会では「業務一覧」を整備して、どのような業務があるかを洗い出して整理しています。その中で、養子縁組あっせん責任者の役割と責任については星印を付けて表現して分かるようにしています。</p>		<p>・「業務一覧」は整備した年度には職員に説明したものの、その後は周知する機会をつくっていないようです。整備した時からは職員が入れ替わっていることもあるようです。年に1回は養子縁組あっせん責任者から直接説明・周知する機会を持った方がよいでしょう。</p>
<p><b>No.8</b> II-1-(1)-② 養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。</p>	<b>a</b>	<p>・養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん責任者研修に参加するとともに、都の担当課から配信される通知等に目を通すなどして最新の法令等に関する情報を入手し理解するよう努めています。</p>		
<p><b>No.9</b> II-1-(2)-① 養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調整を行っている。</p>	<b>a</b>	<p>・養子縁組あっせん責任者は、第三者評価基準の自己評価結果を基にできることから改善を図ったり、毎週のスタッフミーティングで各ケースの報告を聞いて必要に応じて適宜指示を行うなど、あっせん・相談支援の質の向上に努めています。また、各ケースの報告を聞く中で職員の意見・要望等を確認し、必要な改善を進めています。</p>		

評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p><b>No.10</b> II-2-(1)-① 必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 適切な養子縁組のあっせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。(職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等)</p>	<b>b</b>	<p>・職員の求人は、都の福祉人材センターや民間の求人サイトの無料枠等に採用情報を掲載しています。会のホームページには採用ページは作っていません。</p> <p>・職員に求める基本姿勢や意識は、業務方法書の冒頭「養子縁組成立前の子どもの父母等への対応」の中の「相談体制及び実施方法」に列挙している項目が該当し、業務方法書を見直しする際にはこれを読み返すと言います。</p> <p>・職員の育成体系や育成計画は策定していませんが、職員一人一人の育成はスタッフミーティングにおける各ケースの検討がそれにあたるものと思われます。スタッフミーティングにおける養子縁組あっせん責任者からの助言、指導が実質的なスーパーバイズになっているものと見受けます。</p>		<p>・求人サイトを利用して職員を募集していますが、会のホームページに採用のページがありません。ホームページに採用ページを作ることをお勧めします。</p> <p>・ケース検討によるスーパーバイズを行っていますが、経験の浅い職員に対しては、人材育成体系を構築し、計画立てて育成していく体制を整備することが肝要だと考えます。</p>
<p><b>No.11</b> II-2-(2)-① 職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あっせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。</p>	<b>a</b>	<p>・毎週のスタッフミーティングは自由に意見を出せる場となっていて、この場を通じて組織の意思決定に自分の意向を反映させることが可能です。</p> <p>・職員の悩み事等もスタッフミーティングを通して収集していて、その場では言いにくい人は個別に養子縁組あっせん責任者に相談することも可能です。急を要する場合は、養子縁組あっせん責任者個人へ電子メールや電話で相談してもよいこととしています。歓送迎会や忘年会などインフォーマルな集まりも行って、互いが遠慮なく言い合える関係になるよう努めています。</p>	<p>・スタッフミーティングが毎週あるため、それほど日を置かずに相談することが可能です。</p>	



評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p><b>No.12</b> II-3-(1)-① 経営・運営の非営利性が確保されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 金額の根拠や使途が不明な費用を実費として徴収していない。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等)</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等)</p> <p><input type="checkbox"/> 事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項</p>	<b>a</b>	<p>・「手数料の算定方法」という文書で、第3号手数料の算定式を確認すると、算定の根拠となる過去3年間の事業費は純粋に養子縁組あっせんに掛かった費用のみとなっています。全くの実費のみを按分した形になっていて、非営利性が徹底して追及されていることがわかります。</p> <p>・活動計算書や貸借対照表を見ても、営利性が疑われるようなものは全く見当たりません。</p>	<p>・非営利性の確保を徹底して行っています。</p>	<p>・非営利性を徹底していることの裏返しとして、財務面の不安定さがあるようです。事業存続が使命となるあっせん機関として、この点をどう対処するかは、大きな課題と言えます。</p>
<p><b>No.13</b> II-3-(1)-② 経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や使途を明らかにしている。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料の金額の根拠や使途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。</p> <p><input type="checkbox"/> 手数料を受領した場合は、領収証を発行している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)</p>	<b>a</b>	<p>・育て親希望者には説明会において「子どもを迎えた際の費用負担について」という文書を配布し、費用の概算を伝えています。同文書には、費用の用途別に大まかな金額を提示し、それぞれの用途ごとにどのような細かな費用が含まれるかを説明しています。保育料負担金や体験子育て研修費用等は、利用した事業者によって費用が変わってくるため、いくらからいくらというように幅を持った形で示しています。</p> <p>・手数料を受領した場合は、その都度領収書を発行しています。関連する書類は5年以上保管しています。</p>		



評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.14	II-4-(1)-① 経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。	b	<p>・あっせんに係る手数料については、育て親希望者には説明会において「子どもを迎えた際の費用負担について」という文書を配布し、費用の概算を伝えています。ホームページには、「費用について」というコーナーを設け、費用の算定基準等を示しています。</p> <p>・あっせんを希望する育て親希望者及び産みの親には、あっせんの実施方法や、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を対面で文書を渡して説明しています。</p> <p>・自己評価や第三者評価の結果を公表していることをホームページ上で明記していて、必要な人は当会事務局に自由に請求できる旨をうたっています。</p>		<p>・自己評価や第三者評価の結果は事務局に請求して取り寄せられますが、できればホームページに直接結果を掲載した方がよいでしょう。</p>
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項				
	<input type="checkbox"/> あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。※法定事項				
	<input type="checkbox"/> 業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。※法定事項				
No.15	II-5-(1)-① 民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。	a	<p>・関係機関を積極的に活用して、毎週のスタッフミーティングで情報交換するなどしています。業務方法書にも、福祉事務所等と連携に必要な支援を行うことをうたっています。</p>	<p>・育て親のネットワークを作っていて、例えば、育て親希望者の悩みの解決につながりそうな人がいれば紹介するなどしています。</p>	
	<input type="checkbox"/> 自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。				
	<input type="checkbox"/> 収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。				
	<input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。※法定事項				
No.16	II-5-(1)-② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。	a	<p>・関係機関との連携はこれまでも多々行っていて、育て親の居住地域の児童相談所や子育て支援センター、医療機関等とその都度連携体制をとり、連絡をとりあって進めています。医療機関と連携する際には、育て親が通いやすい機関を選んでもらうようにしています。</p> <p>・あっせん事業の業務の一部を他の事業者に委託したことはこれまでなく、業務方法書にも項目を作っていません。</p>		
	<input type="checkbox"/> 関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。				
	<input type="checkbox"/> 関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得るよう努めている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。				

評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.17 III-1-(1)-① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。</p>	b	<p>・産みの親による養育が可能かどうか社会福祉士が本人や家族に複数回聞き取りを行い、スタッフミーティングでアセスメントしています。</p> <p>・産みの親が自己決定できるよう、何度も説明ややり取りをしていることが記録されています。養子縁組以外の選択肢についても口頭にて十分に説明し、出産後に自己決定してもらっています。資料などの配布はしていません。</p> <p>・産みの親が、自分で養育することを選択する場合は、その地域の保健師からサポートを受けられるよう連携しています。</p>		<p>・今後、産みの親への口頭説明に加えて資料など視覚的な情報を配布すると、産みの親の養育可能性の熟慮にさらに役立つでしょう。</p>
<p>No.18 III-1-(1)-② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/> 民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。</p>	a	<p>・電話やメール、SNSにて相談を受けています。電話はフリーダイヤルに対応し、予期せぬ妊娠・出産・子育てなどに悩む方が相談しやすいように、SNS用のQRコードをホームページ上に掲載しています。</p> <p>・ホームページで、「環の会の特徴」「予期せぬ妊娠に悩む方」「子どもを迎えたい方へ」「説明会日程」「取材のお申込み」などニーズに沿って幅広い情報を提供しています。</p> <p>・産みの親から相談を受けた後、環の会のリーフレットや機関誌「マザリー・ネットワーク・ニュース」「環新聞」新聞記事などを送付しています。各紙面で、当会が大切にしている「テリング」「産みの親と子どものつながり」などを伝えています。</p> <p>・相談から縁組までの流れを10ステップで、おおよその期間などをホームページ上に分かりやすく示しています。職員2名が同席し、産みの親に社会資源などの情報を伝え、育て親候補者には、子ども中心の縁組であることを十分説明し理解を得ています。</p>	<p>・当会では相談支援に力を入れており、無料で対応しています。相談窓口には、成人の養子縁組や普通養子縁組に関する相談、他団体での養子当事者からの相談、産みの親に会いたいという相談、妊娠・中絶の相談など幅広い相談が寄せられています。丁寧に応じ、対応できないケースは、関係機関に協力をお願いするなど連携しています。</p>	

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.19 III-1-(1)-③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。		a	・産みの親には、出産後子どもの顔を見ると気持ちが変わることがあると説明し、本人や家族と面談を重ね、養子縁組以外の選択肢も丁寧に説明し、出産後に決定してもらっています。		
<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項			・養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合でも、その開始に先立ち改めて同意を確認しています。		
<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表現しない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。			・産みの親から同意を得る際は、職員が「特別養子縁組あっせん申込書」の項目を一つずつ説明し、産みの親やその家族による署名・捺印を得ています。そして、「特別養子縁組同意書」の署名・捺印を得ています。		
<input type="checkbox"/> 生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。			・産みの親が未成年の場合などは保護者同席のもとで丁寧に説明し、連名での署名を得ています。誓約内容は、成年に向けた文章表現です。会では今後、産みの親が未成年というケースが現れたら、理解しやすい文章に入れ替えを実施する予定があります。産みの親の理解がさらに深まるでしょう。		
<input type="checkbox"/> 同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。					
<input type="checkbox"/> 生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。					
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。					
No.20 III-1-(1)-④ 養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。		a	・育て親希望者に、近年では年6回、全国で説明会を実施しています。子どもを迎えた家族の体験談や質疑応答で、育て親希望者が理解を深め、将来を思い描くことができる機会となっています。	・子どもを迎えたいと考える夫婦に、定期的に説明会を行っています。例年、東北、関東、中部、関西、中国、九州などで実施し、環の会の歩みや理念、活動内容と共に、「テリング」を大切にしていることを伝えています。育て親会員(MNメンバーズ)の協力を得て、直接実体験を語ってもらったり、15歳以上の子どもが説明をしたりしています。対面説明会で当会の理解を深め、夫婦が子どもを迎えるということを肌で感じ取る機会になるよう工夫を凝らしています。	
<input type="checkbox"/> 養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。			・必要経費など関連事項はスライドを使い説明しています。		
<input type="checkbox"/> 養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。		・説明会の前後に、アンケートを実施し、理念などの理解度を確認し、面談に進むかどうかスタッフミーティングで検討しています。今後は、さらに初期段階のアセスメントシステムの構築を目指しています。			
No.21 III-1-(2)-① 養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。		a	・説明会、夫婦面談、書類提出、座学研修3日間、実地研修3日以上、家庭訪問などの各工程で育て親希望者やその家族、家庭状況について会が把握し、次に進むかどうかを職員が検討しています。	・面談では、子どもを中心に考えられるか、また、夫婦の足りないところを埋めるための養子縁組になっていないか把握することに重点を置いています。産みの親の理解や当会で大切にしている「テリング」などをどのように受け止めているのか、育て親の自主活動を担うことについて理解を得ているか、丁寧に確認しています。	
<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。			・家庭訪問は、社会福祉士2名で客観的な情報の把握に努め、「家庭訪問調査票」に記録しています。夫婦関係は良好か、柔軟性、他者理解にも着目し、同居家族との面談も実施しています。例えば乳児への安全面が不十分な場合は、工夫の声掛けをして後日訪問等にて改善後の報告を確認しています。		
<input type="checkbox"/> 少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧にやっている。					

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.22	III-1-(2)-② アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。	b	<p>・スタッフミーティングにおいて、養子縁組が必要な子どもに対しての、育て親候補者の選定を行っています。子どもの父母および親族の希望を考慮し慎重に検討しています。</p> <p>・医療面のケアが必要な子どもの場合は、産婦人科の医師である当会責任者がケアの度合いなどの助言をし、病気の治療の見通しなどを説明しています。担当小児科医が直接助言をすることもあります。その後、育て親候補者が子どもを受け止められるかどうか慎重にアセスメントしています。</p>	<p>・マッチングに向けて、候補者の中に適任者がいない場合は、既に育て親になっている経験者の中から検討しています。当会の基本方針である、子どものために最善と判断できる選択肢を慎重に考慮しています。</p>	<p>・当会のホームページには、「無条件になる覚悟があること」が育て親になるためには必要であると掲載されていて、実際そのような思いで子どもを中心に熱心に支援しています。しかし、ガイドラインでは、育て親希望者に一切の選択の余地を認めないような縁組では、子どもの最善の利益の観点から好ましくないとされています。業務方法書についても同様の記載がありますので、確認していくことが期待されます。</p>
	<input type="checkbox"/> 養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。				
	<input type="checkbox"/> アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。				
	<input type="checkbox"/> 養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。				
No.23	III-1-(2)-③ 国内におけるあっせんが優先されている。	-	<p>・国際養子縁組は行っていません。</p>		<p>・国際養子縁組は行っていないことを、業務方法書に記載するとよいでしょう。</p>
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項				
No.24	III-1-(2)-④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。	-			
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。				
	<input type="checkbox"/> 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。				
No.25	III-1-(3)-① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。	a	<p>・あっせん前に一時的な養育が必要な場合の手順を業務方法書に定めています。そういったケースはありませんが、スタッフミーティングで検討することとしています。</p> <p>・産みの親が意思を確定していない場合は、産みの親と相談の上、児童相談所の一時保護を利用しながら、産みの親の気持ちを尊重します。そのうえで、ケースによっては病院での入院を継続したり、乳児院など、子どもにとって安全な場所での保護を検討しています。</p>		
	<input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。				
	<input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。				
	<input type="checkbox"/> あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。				
	<input type="checkbox"/> 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。				



評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p><b>No.26</b> III-1-(3)-② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分にしている。</p>	a	<p>・「諸手続きについて」「その1」から「その3」までの書面には、各段階の必要な手続きが明確化されています。この書面を用いて行政への手続きなどを説明しています。</p> <p>・「お子様の医療情報、伝達のお願い」で必要事項を明確化し、産みの親から託された子どもの情報を育て親候補者に提供しています。同意がない事項については、提供しないことと業務方法書に記しています。名前の由来やお腹にいた時、産まれた時のことなども書面と口頭で伝えていきます。</p> <p>・養育開始にあたり、家庭状況を再確認し、育て親候補者の地域の子育て情報についても提供しています。</p>	<p>・基本的に社会福祉士立ち合いのもと、産みの親の手から育て親候補者の手に直接子どもを託しています。対面して子どもを託すことで、お互いの理解が深まり安心につながると考えています。</p> <p>・子どもの周囲にいる全ての人を尊重するのが、当会の縁組です。子どもを託す時には、全員で写真撮影をし、産みの親と育て親候補者の両方に届けています。子どもにとっては、託された瞬間とテリングを目に見える形で残すことにより、産みの親の存在を常に感じることができています。</p>	
<p><b>No.27</b> III-1-(4)-① 養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。</p> <p><input type="checkbox"/> 必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。</p>	a	<p>・育て親候補者による子どもの養育開始後、全て家庭訪問をし、丁寧に支援しています。電話やメール、SNSなどで相談を受けたり、必要に応じて家庭訪問やオンラインでの面会の他、医療機関に同行することもあります。</p> <p>・育て親が住んでいる地域を管轄する児童相談所などの関係機関と電話などで連携を図っています。</p> <p>・養育開始から養子縁組成立までの期間、月に1回子育て報告の提出をしてもらうことが業務方法書に明記されています。「成長記録」として、手紙と写真で子どもや家族の様子が毎月送られてきています。</p> <p>・同居児童の届け出について、書類の準備をってもらうことなどを説明し、届け出の有無についても会が把握しています。</p>	<p>・毎月送られてくる「成長記録」に、「テリング」も入れてもらうよう育て親に伝えています。出会った日に一緒に撮った産みの親の写真で伝えることや、「テリング」を始めた月齢、子どもが写真の産みの親を認識するようになった月齢など、それぞれの具体的な取り組みの報告を受けています。</p> <p>・当会の特徴である、育て親会員のネットワークが全国5ブロックに展開しています。育て親候補者は、SNSなどで気軽に相談できる仕組みがあります。</p> <p>・育て親希望者が実習の時に、先輩の育て親を訪問することが研修の一部となっています。安心して子どもを養育できるよう、訪問時には職員が同行し、オンライン時にも職員が同席するなど、必ず職員が支援しています。近くの育て親との交流を図ることができています。</p>	
<p><b>No.28</b> III-1-(4)-② 養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。</p>	a	<p>・3か月程度順調に養育ができていると判断された時点で、家庭裁判所への申立ての支援を開始します。</p>	<p>・家庭裁判所に提出する特別養子縁組の申立書については、職員が育て親を家庭訪問して書き方や提出書類に関する助言をしています。養子縁組の申立て手続きは、顧問弁護士との監修を受けて進めています。</p>	

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.29 III-1-(5)-① 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。		a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組成立前に、育て親候補者による養育が中止された場合に備え、対応方法を業務方法書に明示しています。</li> <li>・中止された場合は、速やかに乳児院等、子どもにとって安全な場所での一時養育を開始することを定めています。</li> <li>・養子縁組成立前に養育を中止したケースはありません。</li> </ul>		
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。					
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。					
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項					
No.30 III-1-(5)-② 養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。		-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組成立前養育が中止された場合には、連携している児童相談所に報告し、その後も必要に応じ相談援助を行うことが業務方法書に明記されています。</li> <li>・養子縁組成立前に養育が中止されたケースはありません。</li> </ul>		
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。					
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせんで優先するなどには行っていない。					
<input type="checkbox"/> 養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。					
<input type="checkbox"/> 児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧にを行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。					
No.31 III-1-(6)-① 養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。		a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育て親から送られる毎月の「成長記録」を継続して受け取っています。職員が確認して、気になる場合は連絡し必要な支援につなげています。</li> <li>・全ての育て親に都の補助金「お子様の療育に要する費用補助のお知らせ」を渡して周知しています。最初から療育を意識することができ、育て親から申請されたら、当会が立て替えて、都へ報告しています。</li> <li>・子どもの養育などで困りごとなどがあると、育て親から会に相談があり支援しています。成人前の子どもへの支援は、主に育て親を介しているため直接子どもにアプローチすることが難しいケースがあるということを会では課題として捉えています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産みの親と育て親家族は、環の会が必ず間に入る状態で、お互いの希望に沿って縁組成立後も交流を保つシステムが当会の特徴です。子どもへの継続的な支援として産みの親からのプレゼントや育て親からの写真など、会が入って交流しています。</li> <li>・育て親会員の活動としてバーベキューやスポーツイベントを開催し職員が一部参加し、東北地方で1泊するなどしています。子どもは家族ぐるみの交流と共に、子ども同士で同世代の悩みや課題を共有することができます。第三者評価の利用者アンケートでは、交通費の支給もあり参加しやすく交流に満足しているという子どもの意見が多数ありました。</li> <li>・高校生以上を対象とし自主活動「Youthの会」があります。子どもを迎えることを希望する方への説明会の際、Youthの会で意見交換することもあります。</li> </ul>	
<input type="checkbox"/> 児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。					
<input type="checkbox"/> 児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。					
<input type="checkbox"/> 児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。					
<input type="checkbox"/> 児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。					

評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.32 III-1-(6)-② 養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。</p>	b	<p>・育て親からの相談は、電話やメールSNSなどで安心して相談できる体制を整えています。その際、気持ちを丁寧に聴いて当会で支援すると共に、必要な場合は子ども家庭支援センターや児童相談所などと協働を行っています。</p> <p>・遠隔地の育て親に対して、その地域の行政などと連携はしていますが、継続的に関係機関とつなぐ支援については十分とは言えない状況となっています。</p>	<p>・育て親の自主活動として、年1回シンポジウムを開催し、交流などを目的に、新たに子どもを迎えた育て親が2年間役割を担います。半年間、オンラインで月1回の打ち合わせをするなかで親睦を深める機会となっています。</p> <p>・育て親会員の活動は、全国5ブロックに展開しSNSなどで近隣の先輩に気兼ねなく相談できる仕組みがあります。子どもの発達に不安を持つ育て親の交流をオンラインで行い遠隔地でも孤立することがないように支援しています。</p> <p>・当会では育て親家族の「テリング」の状況を養子縁組成立前から、「成長記録」の報告によって把握しています。そのうえで、子どもからの相談があった場合は、相談に応じ適切な対応に努めています。</p>	<p>・遠隔地の育て親に対して、その地域の行政などと連携はしていますが、継続的に関係機関とつなぐ支援については十分とはいえない状況となっています。</p>
<p>No.33 III-1-(6)-③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。</p>	b	<p>・養子縁組成立後の産みの親には、その後の人生をしっかりと歩んでほしいと考えています。自立などに必要な社会資源についての情報を提供しています。</p> <p>・産みの親からの電話相談などを通じて支援を行い、必要に応じて関係機関へのつなぎを行っています。しかし、当会による継続的な支援には至っていない状況です。</p>	<p>・産みの親と育て親家族は、当会が間に入ってお互いの希望に沿って交流を保つシステムがあります。業務方法書には、産みの親が子どもとの交流を希望する場合には、育て親に、会から連絡をし、子どもの状態を確認したうえで、写真の提供、プレゼントのお渡し、面会などを行うことが記されています。</p>	<p>・養子縁組成立後の産みの親への支援は、相談があった場合に必要に応じて行うこととしていません。産みの親と連絡が取れなくなるケースがあるため、子どもが産みの親に期待していることを効果的に伝える方法を模索しており、今後の課題としています。</p>



評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p><b>No.34</b> III-2-(1)-① 養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 職員や個別事例により支援の質が異ならないよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。</p>	<b>b</b>	<p>・「業務方法書」や「業務一覧」に、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法をわかりやすく記載しています。「業務方法書」は各職員に配布しています。</p> <p>・産みの親や育て親希望者に対し、養子縁組や相談支援の手順を時系列で分かりやすくまとめた資料を用意し伝えています。ホームページでも手順を公開しています。</p> <p>・標準的な実施方法については、1つのファイルにまとめていつでも確認できるように設置したり、職員一人一人が所持できるようにするなど、さらなる周知徹底を図る取り組みが期待されます。</p>	<p>・ホームページやSNS等を通じて、当会で大切にしている子どものための「テリング」など、独自性のある標準的な実施方法について幅広く情報提供しています。</p> <p>・育て親候補者向けの説明会は、育て親会員と事務局スタッフが協働して開催しています。説明会は、「環の会・対面説明会司会マニュアル」に基づき実施されます。マニュアルにはシナリオを掲載することで標準化し、会員が役割分担をしながら、主体的に関わることができるようになっています。</p>	<p>・標準的な実施方法について、職員へのさらなる周知徹底が期待されます。「業務一覧」については職員に周知されていますが、「業務方法書」と同様に全職員への配布が求められます。例えば、標準的な実施方法に関する書類を1つのファイルにまとめ、いつでも確認できるように設置することや、職員一人一人が所持できるようにすること、また入職時のOJTや業務の役割分担を明確化する際にも活用できると考えられます。</p>
<p><b>No.35</b> III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容は、定期的に検証されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。</p>	<b>b</b>	<p>・当会の業務方法書に「見直しおよび変更の手続き」を定めています。</p> <p>・業務方法書の見直しは、主に制度変更に合わせて行いスタッフミーティングで周知しています。その他標準的な実施方法の見直しは随時行い、必要に応じて共有しています。</p> <p>・業務方法書や業務一覧など標準的な実施方法の検証、見直しについては、例えば年度末に行うなど時期を定めて定期的に行い見直しの頻度を高めることが望まれます。</p>		<p>・実際の業務と標準的な実施方法に差が生じていないかを確認するため、年度末に振り返りを行うなど、時期を定めて定期的に見直しを行うことが望まれます。</p> <p>・特に業務一覧は4年ほど見直しが行われていないため、各職員に確認を依頼し、赤ペンで修正や追加をしてもらい検討するなどして、更新・充実を図ることが期待されます。</p> <p>・改訂日などの履歴が記載されていない書面もあるため、見直しの際には改訂日を適切に明記しておくことが求められます。</p>

評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p>No.36 III-2-(2)-① 養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。</p>	a	<p>・育て親希望者の適正評価は、2回の審議会を開催して決定しています。</p> <p>・説明会後の夫婦面談の結果をもとに1回目の審議会を開き、研修や家庭訪問を終えた後2回目の審議会を行っています。</p> <p>・適正評価のため具体的な項目を定めています。夫婦間のコミュニケーション、子どもを中心に考えられるかなど主に8つの項目を定め、記録に残すとともに、毎週行うスタッフミーティングの中で時間を取り審議しています。</p>		
<p>No.37 III-2-(2)-② 養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)</p>	a	<p>・「育て親希望者研修及び実習プロセス」の表を個々に作成し、研修3日間と実習3日間のスケジュールを明確化しています。必ず夫婦で参加することとしています。</p> <p>・最初の3日間は座学の研修で、子どもを中心とした縁組への理解を深め、夫婦で話し合っ取り組むワークを多く取り入れています。自分や相手を理解し、どのような夫婦なのか改めて深く知る機会としています。「テリング」の実際についても具体的な話しを聞き、理解を深めています。また、発達心理学や児童福祉論などについても学んでいます。</p> <p>・実習の3日間に、先輩の育て親の家を訪問するプログラムを入れるようにしています。先輩とつながりを持ち、実際の生活を見ることで、子どもとの生活を具体的にイメージできる内容となっています。</p>	<p>・コロナ禍の影響で、しばらくオンライン形式で行っていた実習を、訪問形式に戻しています。実際に、先輩の育て親の家を訪問し、親子や生活の様子を目で見て、聞いて、話して、感じることで学ぶ体験をしています。子育ての実際や近所との接し方などを学びながら、育て親とつながる絶好の機会となっています。</p> <p>・乳児院の協力を得て、親子訓練室に宿泊して行う実習も取り入れています。オムツの換え方、授乳方法、お風呂の入れ方などについて、乳児院の職員から実践的な指導を受けています。</p>	

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.38 III-2-(3)-① 帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。	<input type="checkbox"/> 規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えている。※法定事項	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記録は、ケースごとにジッパー付のクリアケースにまとめて保管するものと、進捗の段階別にまとめてファイリングしたもの、データで保管するものなどがあり、適切に管理しています。審判書は専用の棚に保管をしています。</li> <li>・ジッパー付きのクリアケースには、産みの親と子ども、育て親の集合写真とともに、産みの親が記入した書類、育て親が記入した書類、主要な相談記録を保管し、紛失のないようにしています。</li> <li>・産みの親には、子どもの名前の由来や、子どもがお腹の中にいたときのこと、子どもが生まれた時の様子を専用のカラー用紙に記入してもらい、血縁者の医療情報なども得ています。これらの情報は、育て親に提供し、当会でも保管しています。</li> <li>・定められた帳簿以外にも、電話や専用SNS等で受け付けた相談などを記録に残しています。相談者ごとにパソコン内にファイルを作成し、対応した職員が相談内容を入力することで経過記録を残す仕組みとなっています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縁組が成立するまで、毎月、育て親から成長記録を送ってもらっています。その記録には、「テリング」の実施状況についても項目を設定し、記録してもらいます。子どもへのテリングを大切にしていることが、ここからも伝わってきます。</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/> 帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。				
	<input type="checkbox"/> 帳簿の記載内容や表現は適切である。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。				
	<input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。				
	<input type="checkbox"/> 児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。				
No.39 III-2-(3)-② 帳簿の永続的な保管体制が確立されている。	<input type="checkbox"/> 不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>・帳簿の永続的な保管体制に向けて、審判書は弁護士事務所に保管するとともに、重要な帳簿のバックアップをクラウド上に保管しています。</li> <li>・帳簿等を東京都に引き継ぎぐ可能性があることについて、産みの親と育て親からの同意を得ています。</li> <li>・手書き書類のデータ化を開始しました。子どものファイル、育て親のファイル、産みの親のファイルと3つに分けて保管を進めており、その統合については課題としています。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な手書き書類のPDF化を開始しましたが、データへの移行が進んでいないことを、職員間で共通の課題としています。同時に、鍵付きのロッカーの増設についても課題としています。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。				

評価項目 / 評価の着眼点		評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
No.40	III-2-(3)-③ 帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに個人情報保護方針やプライバシーポリシーを明示しています。産みの親や育て親に向け書面を用意し同意を得ています。</li> <li>・職員については、「個人情報に係る秘密保持に関する誓約書」に署名をもらっています。</li> <li>・個人情報に関わる書類は、鍵のついたロッカーに保管しています。各パソコンにパスワードを設定し、情報の取り扱いを適切に行っています。USBメモリは持ち出さないことにしています。</li> <li>・子どもの写真のSNSへの発信などは、縁組成立までは載せない決まりとしています。書籍への子どもの写真の掲載にあたっては、産みの親にも確認を取り許可を得ています。</li> </ul>		
	<input type="checkbox"/> 児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供できる可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。				
	<input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。				
	<input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いについて定めた文書がある。				
	<input type="checkbox"/> 職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。				
No.41	III-2-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「組織運営に関する、子どもや産みの親、育て親、育て親希望者からの相談や意見、苦情等に対する対応マニュアル」を策定し、苦情受付時の記録内容を8項目定めるとともに、早急にスタッフミーティングで検討し、結果を報告することなどを示しています。</li> <li>・ホームページにお問い合わせのページを設け、意見等を述べやすいようにするほか、育て親会員に向けて相談窓口を知らせています。</li> <li>・今後は、苦情解決の仕組みを産みの親や育て親希望者等に説明していくことが望まれます。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情解決の仕組みについて、産みの親や育て親希望者などに説明していくことが望まれます。例えば、苦情受付責任者、苦情解決責任者、苦情解決第三者委員を選任し、苦情受付のプロセスを文書やフローチャートで示して渡すことにより、さらなる安心感につながると考えられます。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> 苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。				
	<input type="checkbox"/> 苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。				
No.42	III-2-(4)-② 児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者が意見を述べやすい環境を整えるため、電話、メール、専用SNS、ホームページ、直接の面談など多様な方法で問い合わせに対応しています。電話はフリーダイヤルを用意し、緊急の場合は時間外も受け付けることをホームページに掲載しています。</li> <li>・利用者アンケートについては、第三者評価の機会を活用して実施しています。今回のアンケートでは、子どもたちからも意見が多数出ています。</li> <li>・事務所における対面の相談については、設備面の事情もあり、プライバシーが保ちにくい状況となっていることを課題としています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度は536件の相談実績があり、相談しやすい環境を整備していることが分かります。</li> <li>・育て親の集いやシンポジウム、子どもたちによるYouthの会の交流など、横のつながりがあります。行事の際には気軽に相談でき、職員に直接相談するだけでなく、当事者同士が互いに相談したり、意見を述べる機会を持っています。</li> </ul>	
	<input type="checkbox"/> 児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。				
	<input type="checkbox"/> 相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。				
	<input type="checkbox"/> アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。				

評価項目 / 評価の着眼点	評価ランク	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
<p><b>No.43</b> III-2-(4)-③ 児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。</p> <p><input type="checkbox"/> 児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。</p> <p><input type="checkbox"/> 養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくなるような言動を行っていない。</p>	<b>a</b>	<p>・「組織運営に関する、子どもや産みの親、育て親、育て親希望者からの相談や意見、苦情等に対する対応マニュアル」を整備し、苦情等をスタッフミーティングにて早急に話し合い、適切に対応することとしています。</p> <p>・苦情の受付に際しては、8つの事項を記録することを定めています。その中に、「発出者への報告日時」「報告・検討したスタッフミーティングの日時」「報告・検討した運営会議の日時」を含め、手順に漏れがないようにしています。</p> <p>・相談内容については、1年間の件数を集計し機関誌に掲載しています。機関誌によると、成人の養子縁組希望、里親探しの相談、養子当事者からの相談などのほか、取材依頼や研究協力依頼など多岐にわたることが分かります。</p>		
<p><b>No.44</b> III-2-(5)-① 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。</p>	<b>b</b>	<p>・「事故対応マニュアル」を策定しています。このマニュアルには、育て親による不適切養育が明らかになった場合と、産みの親等の個別相談時に暴力事件が発生した場合の2つの手順を定めています。</p> <p>・「事故対応マニュアル」は上記2つに限定しているため、例えば、災害発生時の対応や、個人情報紛失時の対応、通信が使えなくなったときの対応など、幅広くリスクを想定し体制を構築していくことが期待されます。</p>		<p>・「事故対応マニュアル」については、より幅広いリスクを想定し、体制を構築していくことが期待されます。例えば、災害発生時の対応や個人情報の紛失時の対応、通信が使えなくなった際の対応などが考えられます。</p> <p>・事故を予防するための取り組みとして、ヒヤリハットなどを活用することが有効だと思われます。</p>